

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆2017年5月9日☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆http://www.kudan-tax.jp/☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol.94のコンテンツ◇

■こんなときどうなる？身近な税務トピック

民法上の相続について

■東京経営者大学のご案内！

■労務・助成金情報

■編集後記

こんにちは！代表の高木です。

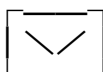
鮮やかに咲いたピンクの桜が、初々しい緑の葉に変わり、  
気持ちも明るく清々しい季節となりました。

新年度も一カ月が過ぎましたが、  
スタッフ一同さらに頑張っています！

それでは今月のメルマガをお送り致します。

宜しく願い致します！

代表・税理士 高木 功治



≡ ■こんなときどうなる？身近な税務トピック

～民法上の相続について～

今回は、民法で定める相続について解説致します。

#### 1. 相続とは

人の財産などの様々な権利・義務を他の人が包括的に承継する事を言います。  
相続は、民法により規定されており、戦後の日本では被相続人の死亡により  
相続が開始します。

#### 2. 相続の開始時期

相続は、被相続人が亡くなられた時に開始します。  
遺産分割が整った日や、被相続人名義の預金を引き出した時ではありません。  
相続開始の時より、相続人は被相続人の権利・義務の全てを承継するので、  
分割・未分割の状態に関わらず被相続人の権利・義務は相続人に移転します。

#### 3. 相続の順位

相続人となるには、次の2つのパターンがあります。

- (1) 配偶者・・・被相続人の配偶者は、相続人になります。

(2) 配偶者以外の者・・・次の順位で、相続人となります。

- ①被相続人の子
- ②被相続人の直系尊属（父母・祖父母・・・）
- ③被相続人の兄弟姉妹

①に該当する方がいる場合、配偶者と併せて①の方のみが相続人となります。  
①の方がいない場合、②の方がいたら配偶者と②の方が、①及び②の方がいない場合には配偶者と③の方が相続人となります。

(3) 相続人とならない者・・・次の方は相続権を失い相続人とはなりません。

- ① 相続人開始前に死亡した者
- ② 相続欠格により相続権を失った者  
・・・被相続人を殺害する又は遺言書を捏造などを行った者
- ③相続廃除により相続権を失った者  
・・・被相続人に対して虐待などをした事により、被相続人が家庭裁判所に申し立てて相続権を失った者
- ④ 相続放棄により相続権を失った者  
・・・相続人が相続権を放棄する事を言います。

#### 4. 相続分

相続財産のうち、各相続人が引き継ぐ財産の割合を相続分といいます。  
相続分には、次の2つがあります。

(1) 指定相続分

被相続人は遺言で各相続人の相続分を指定する事が出来ます。

(2) 法定相続分

遺言で相続分の指定がない場合には、法定相続分による事となります。  
法定相続分については、3の各パターンに応じて次のようになります。

- ① 被相続人の配偶者と被相続人の子のパターン  
・・・配偶者が1/2 子が1/2
  - ② 被相続人の配偶者と被相続人の直系尊属のパターン  
・・・配偶者が2/3 直系尊属が1/3
  - ③ 被相続人の配偶者と被相続人の兄弟姉妹のパターン  
・・・配偶者が3/4 兄弟姉妹が1/4
- 子、直系尊属、兄弟姉妹が複数人いる場合は、1/2、1/3、1/4の割合をその人数で分割する事になります。

#### 5. 遺産分割

遺産分割には次の方法があります。

(1) 遺言による場合

被相続人は、遺言により遺産分割の方法を定める事が出来ます。  
ただし、相続人全員の合意により、遺産分割協議で定めた方法で遺産分割をする事も出来ます。

(2) 遺産分割協議による場合

相続人全員の合意により、承継する被相続人の遺産を定める事が出来ます。  
遺産分割協議による場合で、遺産分割協議が整わないときは、各相続人はその分割を家庭裁判所に請求する事が出来ます。

#### 6. 遺留分減殺請求

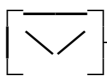
4(1)の遺言で定められた指定相続分又は5(1)の遺言で定められた遺産分割が、特定の相続人にとって不利である場合、具体的には相続する財産が法定相続分の1/2未満である場合には、その相続人の権利として、法定相続分の1/2(遺留分)までを取得する請求を起こす事が出来ます。(遺留分減殺請求)

遺留分減殺請求は、まず、遺留分減殺請求を起こす相続人から、その人以外の相続人に対する請求として行いますが、話し合いが付かなかった場合には、家庭裁判所で調停を行う事になります。

相続は時に非常に身近なものになります。また、このように民法に多くの決まりがある上、相続税・所得税・法人税も絡む論点が発生しがちです。お困りの際は、九段会計までお問合せ下さい。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

---

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第5期生が開講しました。東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきたコンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、顧問させていただいている私たちの立場から、継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、新たなビジネスチャンスを手掴みの方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、

各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：塩田 俊彦・武井 愛実



### ≡ ■ 労務・助成金情報

---

人材不足で、中小企業はどうしても残業体質になりがちです。  
しかし、大企業の過労死問題で長時間労働の取り締まりが厳しくなりそうです。  
残業時間見直しの気運が高まっているこの機会に、残業代の削減について  
検討してみてはいかがでしょうか。

例えば、次のA社とB社の労働時間の違いについて考えてみます。

(A社) 1日8時間 休日：土・日・祝日・夏季休暇・年末年始(年間125日)

(B社) 1日8.5時間 休日：土・日・祝日・その他(年間120日)

+夏季休暇・年末年始は計画年休5日(合計で年間125日休み)

年間の休みは、A社もB社も125日です。

夏季休暇や年末年始を休日に行っている会社が少なくありませんが、

B社のように年次有給休暇を計画的に付与にすることで、  
従業員に休みを与えつつ、上手に年休を消化させることができます。

一方、月の所定労働時間を計算してみると、

A社が160時間、B社が173.5時間となり、

B社の所定労働時間は1ヵ月13.5時間も長くなります。

毎月の労働時間が173.5時間と仮定すると、

A社は毎月13.5時間が残業となりますが、B社では残業が生じません。

ところで、B社は1日8.5時間だから毎日30分の残業代があるじゃないか？

という声が聞こえてきそうですが、B社は「1年単位の變形労働時間制」を

導入しているので、ノープロブレム、残業にはなりません。

残業の有無だけでなく、割増賃金を比較しても、A社はB社より高くなります。

両社の平均給与が30万円だとすると、

A社は2,344円、B社は2,161円と、約8%も違います。

最低賃金は毎年上昇しています。

残業代の割増率は60時間以上で50%です。(中小企業は平成31年4月1日から)

何もしなければ、残業代は増える一方です。

国の残業規制強化を逆手にとって、この機会に残業代の削減を検討しましょう。



### ≡ ■ 編集後記

---

GWの時期になると、大学生時代を思い出します。

試験の勉強のため、当然に休み無しで大学に行って勉強していました。

しかし動物園が近かったのもあり、家族で楽しく過ごす姿を

見かけて、一人勉強に向かうのが辛かったです。当時は

早くGWを満喫できる身分になろうと思ったものでした。

会計業界は5月までが忙しいので、未だにGWを満喫できていませんが、

今年は親に孫の顔を見せることができたのでよかったです。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

---

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！

フォロワー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。  
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も  
対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら

各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★★★★★九段会計事務所★★★★★

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-3-1

滝ビル3F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

mail [info@kudan-tax.jp](mailto:info@kudan-tax.jp)